

(議長)

休憩を閉じて、再開致します。

日程第6、報告第1号、令和4年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案理由)

報告第1号、令和4年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

令和5年度に繰り越して使用しようとする9事業に係る予算について、別紙計算書のとおり繰り越したことから、地方自治法施行令第146条の2第2項の規定により、これを報告するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

はい。財政課長。

「財政課長」(補足説明)

それでは、報告第1号について、補足説明をさせていただきます。議案書2ページの繰越計算書をご覧ください。

本件につきましては、自治法施行令により、歳出予算を翌年度に繰り越した時は、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調整し、次の議会でこれを報告しなければならないものとされておりますことから、本定例会において報告するものです。

令和4年度一般会計予算の繰越明許費は、記載の9事業で、繰越額の合計は2億977万7千円となっています。

説明は以上です。

(議長)

ん、終わったのが。

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、報告第1号については、以上で終わります。

(議長)

次に、日程第7、報告第2号、令和4年度江差町港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」 (提案理由)

報告第2号、令和4年度江差町港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

令和5年度に繰り越して使用しようとする、港湾センター給水管布設替工事に係る予算について、別紙計算書のとおり繰り越したことから、地方自治法施行令第146条の2第2項の規定により、これを報告するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、よろしく願い申し上げます。

(議長)

次、財政課長。

「財政課長」 (補足説明)

それでは、報告第2号について、補足説明させていただきます。議案書4ページの繰越計算書をご覧ください。

一般会計の説明と同様に、記載のとおり繰越計算書の調整を終えましたことから、自治法施行令に基づき報告を致します。繰越額の合計は295万9千円です。

説明は以上です。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、報告第2号については、以上で終わります。

(議長)

日程第8、報告第3号、和解及び損害賠償額の決定の専決処分について及び、日程第9、承認第1号、令和5年度江差町一般会計補正予算(第4号)の、専決処分の承認を求めることについては、関連がありますので、一括議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」(提案理由)

ただ今一括上程となりました、報告第3号、和解及び損害賠償額の決定の専決処分について、承認第1号、令和5年度江差町一般会計補正予算(第4号)の専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第180条第1項に規定する議会の委任による議決事件について、令和5年5月23日をもって専決処分致しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、承認第1号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分を致しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

新豊川団地漏水事故対策に係る経費の補正につきまして、令和5年5月23日付けをもって専決処分したものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、承認頂きますようよろしくお願い申し上げます。

(議長)

はい。次、財政課長。

「財政課長」(補足説明)

それでは、報告第3号及び承認第1号について、一括して補足説明させていただきます。議案書6ページの専決処分書と定例会資料1をご覧ください。

はじめに、和解及び損害賠償額の決定についてでございます。本件につきましては、令和5年4月20日未明、A氏が居住する町営住宅新豊川団地1号棟1階B号室において、電気温水器の給水管が経年劣化のため漏水し、居間及び寝室の床上床下に浸水したことで、A氏の家財であるソファ及びカーペットに被害を与えたものであります。

A氏には、被害住戸が復旧するまでの間、同団地の別の住戸へ一時的に移転をして

頂きましたが、本日までに元の住戸へ戻っておられますことを申し添えます。

本件損害は、当町が管理する給水設備が破損したことに原因がありますので、町の責任において全て補償することとして、損害額が3万4,408円であることを確認し、現物を給付することで示談が成立しております。

今後は、このような部品の劣化事故など発生しないよう適切な住宅管理に努めて参りたいと存じておりますので、ご理解頂きますようよろしくお願い申し上げます。

次に、承認第1号に係る補足説明を致します。議案書9ページの補正予算構成表をご覧ください。

ただ今説明致しました新豊川団地漏水事故対策でございます。

まず事業概要につきまして、先程の説明に補足を致します。A氏が漏水を発見したのが早朝5時30分頃。発生からは、相当時間が経過していたものと思われれます。このため被害は、B号室のほか、空き室ではありましたが、同じ階の隣りの住戸にも及んでしまいました。浸水した畳や床材を早急に修繕する必要がありますことに加え、別の棟の住戸につきましても、同じ設備の緊急点検を実施した上、老朽箇所を順次修繕する必要がありましたことから、専決処分したものでございます。

補正額は101万4千円、その他特定財源の2万7千円は全国町村会総合賠償補償保険金です。

説明は以上です。ご審議の上、ご承認頂きますようよろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

「小野寺議員」

はい。議長。

(議長)

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

漏水について、少し教えて下さい。

一応、劣化、経年劣化ということですが、この電気温水器については、何年使ったら取替とか、耐用年数と言うか、もしくは定期的な点検とかって、あるのかなのか。確かない、ないのかな。で、ちょっとよくわかりませんが、よく町営住宅の備品については、その個々の法的な物とはともかく、公営住宅の備品という観点で大体何年で取り替えるのか、色々ありますね。この電気温水器に関して言うと、そこら辺どんなふうな本当はもうとうに経年、もう取替なきゃなんないんだけど、取替てなかった。いや

いやそうじゃなくて、たまたまちょっと、こんなこと言ったらあれかな、住宅居住者のちょっと使い方の色々状況もあって、結果的には漏水ということになっているのか。いずれにしてもこの経年劣化、もしそうだとすると、同じぐらいに買ったものが同じような可能性があるのか。いやいや個々によって全然違うということなのか。ちょっとそこら辺教えて下さい。

(議長)

はい。財政課長。

「財政課長」

はい。

小野寺議員からのご質問にお答えを致します。

今回の漏水事故の経年劣化の部分についての詳細ということでのご質問ということで、お答えをしたと思います。

まず、設置されていた電気温水器、これは新豊川団地3年間の事業の中で同じような時期に、まず設置をされたということで、電気温水器本体につきましては、北電さんが設置をしていると。ただし、温水器からの出ている排水管については、これは町の設備として維持管理しているということでございます。

それで、定期的な点検というのは、なかなかそういう水道管という特殊な設備なものですから、見えている所もあったり、見えない所もあったりしてですね、その辺は非常に難しさがあったんだろうなと思ってます。今回、漏水事故のあった部分というのは、その給水管、壁から出ている部分ですけれども、出ているものの、いわゆる被覆材という覆われている材料の中での漏水だったものですから、なお、その予見が難しいという状況がございました。ですので、同じ時期に付けたという設備がこの住宅の中にありましたので、それで緊急的にすべての点検をさせて頂いて、すべてについて、同じ箇所の経年劣化が見られたものですから、この補正予算の中で順次、修繕対応していくと、いうことになってございます。

以上です。

(議長)

いいですね。

小野寺議員。

「小野寺議員」

そうすると、この種の物については、特段何年で、もう1回、確認しますよ。何年できちっとした点検だとか、何年で取替るとか、それ北電さんの問題ということになるのか。そこら辺の制度設計ってどんなふうになってんですか。ここだけあり得る間

題なんですか。

(議長)

はい。財政課長。

「財政課長」

私の承知しているところではですね、その何年ごとに定期的にこの管を点検するというにはなっていないというふうに思っています。ただ、先程の1問目です、ちょっと答弁漏れしましたけれども、この電気温水器に耐用年数というかですね、標準的な使用期間というのが10、15年ということでございますので、そのあたりは使われ方や、何らかの兆候が見られた時には、適宜、部位修繕をしていくということで対応させて頂いているということでございます。

よろしくお願ひ致します。

(議長)

いいですね

他に質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

他に質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

まず、報告第3号について、以上で終わります。

お諮りします。承認第1号については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

承認第1号、令和5年度江差町一般会計補正予算(第4号)の、専決処分の承認を求めることについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、承認第1号については、原案のとおり承認されました。